

総行公第29号
平成31年3月29日

各都道府県総務部長
（人事担当課・市町村担当課・区政課扱い）
各政令指定都市総務局長
（人事担当課扱い）

殿

総務省自治行政局公務員部公務員課長
（公印省略）

地方公務員法附則第二十一項の失業者を定める省令を廃止する
省令の公布について（通知）

地方公務員法附則第二十一項の失業者を定める省令を廃止する省令（平成31年総務省令第36号）が、下記のとおり本日公布されました。

つきましては、貴都道府県内の市区町村、一部事務組合等に対しても、この旨ご周知願います。なお、地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて、各市区町村に対して本通知についての情報提供を行っていることを申し添えます。

本通知は地方公務員法第59条（技術的助言）、地方自治法第245条の4（技術的な助言）及び地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号。以下「改正法」という。）附則第2条（施行のために必要な準備等）に基づくものです。

記

第1 省令の内容

改正法により、地方公務員法附則第21項が削除され、地方公務員法附則第二十一項の失業者を定める省令（平成8年自治省令第7号）の全部が根拠を失うこととなるため、同省令を廃止すること。

第2 施行期日

平成32年4月1日